

○熊本市祖崇廟納骨堂条例〔人権政策課〕

平成20年7月1日

条例第39号

改正 平成23年3月17日条例第14号

平成23年12月19日条例第62号

(設置)

第1条 市民の生活環境の改善及び社会福祉の増進を図るため、熊本市祖崇廟納骨堂
(以下「祖崇廟納骨堂」という。)を設置する。

(位置)

第2条 祖崇廟納骨堂の位置は、熊本市中央区九品寺5丁目10番地14とする。

(平成23条例62・一部改正)

(使用者の資格)

第3条 祖崇廟納骨堂を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に居住し、祖先の祭祀を主宰する者又はこれに準ずる親族の焼骨(遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。)を収蔵すべき者
- (2) 熊本都市計画事業復興土地区画整理事業に係る第2地区第1工区の換地処分(昭和49年熊本県公告第265号により公告された換地処分をいう。)により墳墓(納骨堂を含む。以下同じ。)の整理を受けた者又は当該換地処分の公告のあった日以前に当該工区内に居住していたことがある者で、現に使用すべき墳墓のないもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(使用の許可)

第4条 祖崇廟納骨堂を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、祖崇廟納骨堂を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 祖崇廟納骨堂の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (3) 祖崇廟納骨堂の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

(平23条例14・追加)

(目的外使用等の禁止)

第6条 祖崇廟納骨堂の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に祖崇廟納骨堂を使用してはならない。

2 使用者は、祖崇廟納骨堂を使用する権利（以下「使用権」という。）を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平23条例14・旧第5条繰下・一部改正)

(使用権の承継)

第7条 使用者の死亡により当該使用者に代わって祖先の祭祀を主宰する者又はこれに準ずる親族の焼骨を収蔵すべき者は、使用権を承継することができる。この場合において、使用権を承継しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て承認を得なければならない。

(平23条例14・旧第6条繰下)

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上特に必要があると認めるとき。

(平23条例14・旧第7条繰下・一部改正)

(保管及び改葬)

第9条 市長は、前条の規定により使用の許可を取り消された者が当該取消しの日から1月を経過する日までに焼骨を引き取らない場合は、祖崇廟納骨堂に収蔵されている焼骨を規則で定める場所に移して、1年間保管するものとする。

2 市長は、前項に規定する期間を経過しても焼骨の引取りがない場合は、当該焼骨を規則で定めるところにより改葬するものとする。

(平23条例14・旧第8条繰下)

(使用料)

第10条 祖崇廟納骨堂の使用料は、納骨壇1壇当たり1年度につき2,000円とする。この場合において、年度の途中から使用を開始し、又は年度の途中に使用を終了したときは、当該年度の全期間において使用があったものとみなす。

2 前項の使用料は、初年度の使用に係るものは当該使用の許可の際、次年度以降の使用に係るものは当該年度の9月30日までに納付しなければならない。

3 市長は、天災その他これに類する災害により使用者がその資産に甚大な被害を受けた場合であって、使用料の納付が困難であると認められるときは、第1項の使用料を減免することができる。

4 第18条に規定する利用料金を納付した者は、当該利用料金に係る祖崇廟納骨堂の使用について、使用料を納付する義務を負わないものとする。

(平23条例14・追加)

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第18条の規定に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったときは、その一部を還付することができる。

(平23条例14・追加)

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、祖崇廟納骨堂を使用しなくなったときは、速やかに収蔵した焼骨を引き取り、原状に回復して返還しなければならない。第8条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(平23条例14・旧第9条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、祖崇廟納骨堂を使用するに当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平23条例14・旧第10条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第14条 祖崇廟納骨堂の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指

定管理者」という。)に行わせることができる。

(平 2 3 条例 1 4 ・ 追加)

(指定管理者の指定の手続)

第15条 前条の規定による指定を受けようとするものは、祖崇廟納骨堂の事業計画書
その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
い。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、
次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定
管理者を指定するものとする。

- (1) 祖崇廟納骨堂の運営が、その平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、祖崇廟納骨堂の効用を最大限に発揮させるとともに
その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(平 2 3 条例 1 4 ・ 追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則
その他市長が定めるところに従い、祖崇廟納骨堂の管理を行わなければならない。

(平 2 3 条例 1 4 ・ 旧第 1 3 条繰下)

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 祖崇廟納骨堂の使用の許可及びその取消し並びに使用权の承継の承認に関する業務
- (2) 祖崇廟納骨堂の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、祖崇廟納骨堂の管理運営上市長が必要と認める業務

(平 2 3 条例 1 4 ・ 旧第 1 4 条繰下)

(利用料金)

第18条 第 1 5 条第 2 項の規定により指定された指定管理者は、祖崇廟納骨堂の使用
に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる

る。この場合において、第10条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、第10条に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第10条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る祖崇廟納骨堂の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 5 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。

(平23条例14・追加)

(協定の締結)

第19条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と祖崇廟納骨堂の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平23条例14・旧第16条繰下)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第20条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(平23条例14・旧第17条繰下)

(秘密保持義務等)

第21条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、祖崇廟納骨堂の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平23条例14・旧第18条繰下)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例14・旧第19条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に祖崇廟納骨堂を使用している者は、この条例による使用の許可を受けたものとみなす。

3 祖崇廟納骨堂の指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成23年3月17日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。